

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から同年12月8日まで  
A社に勤務していたときの厚生年金保険被保険者期間のうち、平成7年10月1日から同年12月8日までの標準報酬月額が、10万4,000円に引き下げられている。当時の給料月額は21万円ぐらいであったので、実際に支払われていた給料月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成7年12月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日より後の8年1月10日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初22万円と記録されていたものが、10万4,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人の平成7年12月5日及び8年1月5日支払期日の給与が未払となっていたことに伴い、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、申立人から未払賃金の立替払請求が行われ、所轄の労働基準監督署長が賃金額の確認を行っており、その確認金額はおおむね申立人の申述している金額と一致している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月26日から同年7月1日まで

被保険者記録照会回答票によれば、昭和41年6月25日にC地のA社B工場を退職（昭和41年6月26日資格喪失）し、同年7月1日にD地の同社の本社へ入社（資格取得）とあるが、退職するまで継続して勤務していたのに空白期間があることは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している給与明細書及び複数の元同僚の証言により、申立人はA社に継続して勤務（昭和41年7月1日にA社B工場から同社本社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和41年12月1日に適用事業所ではなくなっており（A社は昭和56年12月1日清算終了）、当時の役員の連絡先も不明である上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年6月から40年3月まで  
婚姻前は国民年金に加入していなかった。婚姻時、2年間さかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料は、昭和41年か42年ごろに役場からの通知によりまとめて納付した。金額は2万円前後と記憶している。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和41年7月に払い出されており、その時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、申立人は、昭和40年4月に国民年金被保険者の資格を取得しており、同年4月から41年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付（附則18条）により納付していることが確認できるが、当該納付済期間とともに申立期間の保険料を第2回特例納付を利用して納付したとすると、申立人の主張する金額と実際必要となる保険料とは整合せず、申立人が申立期間の保険料を第2回特例納付により納付した事情もうかがえない。

さらに、申立人は、「国民年金保険料は、昭和41年か42年ごろ役場からの通知によりまとめて納付した」と申述しているところ、申立人が申述している昭和41年及び42年は特例納付実施時期では無く、申立人の申述とは整合しない。

加えて、申立期間中に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払

い出された形跡はうかがえない上、申立期間中、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで  
昭和 37 年 7 月 5 日から 40 年 5 月 31 日までの期間、A社に勤務した。  
この期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、39年4月1日  
から40年6月1日までの期間について、厚生年金保険に加入していた  
記録が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）から受けた。申立期間に  
ついて厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の保有する申立期間当時の社員名簿には、申立人は昭和37年7月5日に雇入れ、38年4月11日に退職した旨が記載されており、この退職日は健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日である39年4月1日より前である上、申立期間当時に勤務していた元従業員から申立人について明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月ごろから28年11月1日まで  
② 昭和29年1月1日から同年4月1日まで

A社B所に昭和26年5月ごろから29年3月末日近くまで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は28年11月1日から29年1月1日までとなっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の申立内容及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社B所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、「臨時雇用社員として入社した」と申述しているところ、当該事業所において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「一定の臨時雇用期間が経過して、常備雇用社員となった時に初めて厚生年金保険に加入できた」と証言しており、ほかの複数の同僚も臨時雇用期間については、いずれも厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同事業所の事業主は、臨時雇用社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、一定の試用期間を設けていた事情がうかがえる。

申立期間②について、申立人は、当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日である昭和29年1月1日以降も同様の勤務形態のまま同年3月末日近くまで勤務した後に、A社C所に異動したと申述しているが、前述の各事業所における正社員以外の社員については、それぞれの現場単位で採

用、解雇が行われていたとの事情を踏まえると、申立人と同じ部署に所属していた複数の正社員及び常備雇用社員が同日に被保険者資格を喪失している事実から、申立人についても当該同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。